

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月



目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	7
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	18
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
	領域5 学生の受入に関する基準	30
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	35
	基準の判断 総括表	35
	教育学部	36
	教育学研究科	42

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 奈良教育大学
- (2) 所在地 奈良県奈良市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部
大学院課程	教育学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部1,111人、大学院111人
教員数	専任教員数：98人、助手数：0人

2 大学等の目的

大学	奈良教育大学は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。（学則 第16条）
教育学部	教育学部は、広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成することを目的とする。（学則 第19条）
教育学研究科	大学院教育学研究科は、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成することを目的とする。（学則 第20条） 【修士課程】 広い視野に立って精深な学識を授け、教育関係諸科学の研究能力と高度の専門性が求められる教職を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。（学則 第81条の2第1項） 【専門職学位課程（教職大学院）】 高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した教育実践能力を培うことを目的とする。（学則 第81条の2第2項）

3 特徴

本学は、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」を目的として学則に定め、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、学芸の理論とその応用とを教授・研究することにより、豊かな人間性と高い教養を備えた人材、特に有能な教員を養成して、我が国の教育の発展・向上に寄与することを社会的使命としている。

本学は、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員、及び社会の多様な変化に対応し、より広い分野で積極的に活躍する人材の養成を目指している。そのため、教員養成を目的とした教育学部（学校教育教員養成課程）を設置している。また、教育実践の経験を踏まえた教育理論の見直しなどの研究を行いながら高度の科学・芸術の研究に直接参加できる場として大学院教育学研究科修士課程を、現代の学校教育の諸課題に的確に対応できる、高い使命感を持った、より高度な実践的指導力を備えたプロフェッショナルとしての教員を養成する大学院教育学研究科専門職学位課程をそれぞれ設置している。

これらの教育組織を有する本学の教育研究の特徴としては、ミッションの再定義を踏まえ、平成31年4月より「奈良教育大学の3つの柱」として特色を掲げている。

【人・環境・文化遺産との対話を通じた教育の追究】

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然や世界遺産を含む多くの伝統ある文化遺産に囲まれている。また、奈良国立博物館・奈良文化財研究所との連携によって、奈良で学ぶ喜びを実感しながら、感性を磨くことができる。

このような恵まれた環境の中、全学生数が約1000名という特長を生かし、アクティブ・ラーニングを重視した対話型の授業や、研究室ゼミでの丁寧な指導により、学問・芸術・スポーツ等を深く追究している。また、人との対話、環境や世界遺産との対話を通じて、確かな学力を基盤とするコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力など、教員として必要な資質・能力を着実に身に付けることができる。

【持続可能な社会づくりに貢献できる教員の養成】

本学は、大学及び全ての附属学校園（幼稚園、小学校、中学校）がユネスコスクールに認定されており、「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」の推進拠点として教育・研究及び社会貢献に寄与している。また、令和2年には、国連大学SDG大学連携プラットフォームに加盟（29大学中、教育大学では本学のみ）するなど、全国の推進拠点として、先導的な役割を担っている。

これからの学校教育には、すべての校種・教科等において、「持続可能な社会づくりの担い手」を育成することが求められている。本学では、環境、文化、平和、人権等、ESDの対象となる様々な課題に対応できるカリキュラムを用意し、教員を目指す全学生がESDについての知識、指導方法を身に付けることができるよう取り組んでいる。

このように教育を通し、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の実現を目指す大学として、地域や社会へ貢献している。

【教員養成と教員研修の融合】

本学は、「教員養成」と「現職教員研修」を大きな責務としている。教員養成では、実習を含む大学の授業やスクールサポートなどの自主的体験活動を中心としている。また、教員研修では、本学教員が現職教員へ最新の知見を提供し、アドバイスを行っている。

さらに、本学学生が現職教員研修に参加することや、本学教員が地域の学校や子供との関わりから得た知見を大学の授業に提供することを通し、「教員養成」と「教員研修」の融合を図っている。

このように在学時から一貫した実践的指導力と研究遂行能力の育成を行っており、全国的にも高く評価される取組となっている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画の概要（平成28年度大学院改組）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-1-1] [平成28年度大学院改組の経緯] 第3期中期目標計画期間において、本学は実践型教員養成機能の強化に取り組んでいる。この計画の柱となる大学院改革については、専門職学位課程の拡充と現職教員の研修機能の充実、修士課程の大括り化と高度な実践型教員養成への質的転換を目指している。このため、平成28年度に大学院の改組を行った。専門職学位課程においては、入学定員の増、履修コースの設置を行い、修士課程においては、入学定員の減、専攻名称等の変更を行った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 学則	第19条～第26条、 第62条、第81条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 学則	第21条	再掲
	1-3-1-02 教職員就業規則	第6条	
	1-3-1-03 教育学部長及び大学院教育学研究科長に関する規則		
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	1-3-1-04 講座等に関する規則		
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-05 役職員一覧		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 教授会規則		
	1-3-2-02 代議員会規則		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 内部質保証の基本方針		
	2-1-1-02 自己点検評価実施に関する規則		
	2-1-1-03 企画・評価室要項		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	2-1-2-01 第3期中期目標期間の教育研究に関する評価報告書（案）の送付について		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-02 自己点検評価実施に関する規則		再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 内部質保証の基本方針		再掲
	2-1-1-02 自己点検評価実施に関する規則		再掲
	2-1-3-01 施設及び設備の内部質保証に関する自己点検評価要項		
	2-1-3-02 学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		
	2-1-3-03 就職支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		
	2-1-3-04 留学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		
	2-1-3-05 学生受入に関する内部質保証に関する自己点検評価要項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 教育課程の内部質保証に関する自己点検評価要項		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-1-01 教育課程の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01 施設及び設備の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-1-3-02 学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-1-3-03 就職支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-1-3-04 留学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-1-3-05 学生受入に関する内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 教育課程の内部質保証に関する自己点検評価要項	第5条（別表）	再掲
	2-1-3-01 施設及び設備の内部質保証に関する自己点検評価要項	第5条（別表）	再掲
2-1-3-02 学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項	第5条	再掲	
2-1-3-03 就職支援の内部質保証に関する自己点検評価要項	第5条	再掲	
2-1-3-04 留学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項	第5条	再掲	
2-1-3-05 学生受入に関する内部質保証に関する自己点検評価要項	第5条（別表）	再掲	

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 自己点検評価実施に関する規則		再掲
	2-2-1-01 教育課程の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-2-5-01 教育課程開発室要項		
	2-1-3-01 施設及び設備の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-2-5-02 施設整備委員会規則		
	2-1-3-02 学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-2-5-03 学生委員会規則		
	2-1-3-03 就職支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-2-5-04 就職支援室要項		
	2-1-3-04 留学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-2-5-05 国際交流推進室要項		
2-1-3-05 学生受入に関する内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲	
2-2-5-06 入試室要項			

[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 自己点検評価実施に関する規則		再掲
	2-2-1-01 教育課程の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-1-3-01 施設及び設備の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-1-3-02 学生支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
	2-1-3-03 就職支援の内部質保証に関する自己点検評価要項		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 自己点検評価実施に関する規則		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-4-1-01 役員会規則	第3条	
	2-4-1-02 大学院改組委員会規則		
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-03 役員会議事録（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）			
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）			
	・明文化された規定類			
	2-5-1-01 教員選考規則（非公表）			
	2-5-1-02 教員選考基準（非公表）			
	2-5-1-03 教員の任期に関する規則（非公表）			
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
	2-5-1-04 専任教員採用資料1（非公表）			
	2-5-1-05 専任教員採用資料2（非公表）			
	2-5-1-06 専任教員採用資料3（非公表）			
	2-5-1-07 専任教員採用資料4（非公表）			
	2-5-1-08 任期付教員採用資料（非公表）			
	2-5-1-09 昇任資料1（非公表）			
	2-5-1-10 昇任資料2（非公表）			
	2-5-1-11 昇任資料3（非公表）			
	2-5-1-12 昇任資料4（非公表）			
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
	2-5-1-04 専任教員採用資料1（非公表）			再掲
	2-5-1-05 専任教員採用資料2（非公表）			再掲
	2-5-1-06 専任教員採用資料3（非公表）			再掲
2-5-1-08 任期付教員採用資料（非公表）			再掲	
2-5-1-09 昇任資料1（非公表）			再掲	
2-5-1-10 昇任資料2（非公表）			再掲	
2-5-1-11 昇任資料3（非公表）			再掲	
2-5-1-12 昇任資料4（非公表）			再掲	

[分析項目 2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・ 明文化された規定類		
	2-5-2-01 点検評価実施方針(廃止) (非公表)		
	2-5-2-02 個人評価及び業務目標評価実施方針 (非公表)		
	2-5-2-03 月給制教員と年俸制教員の個人評価実施要領 (非公表)		
	2-5-2-04 年俸制教員の業績評価の方針 (非公表)		
	2-5-2-05 新年俸制教員の業績評価に関する規則 (非公表)		
[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-06 新年俸制教員の業績評価実施要領 (非公表)		
	2-5-2-07 平成30～令和2年度教員の個人評価結果 (非公表)		
[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 学長裁量経費の要求について (通知) (非公表)		
[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-3-02 教員研究費追加要求一覧 (非公表)		
[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・ FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 教務関係等事務組織図</p>		
	<p>2-5-5-02 事務分掌規則</p>		
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-03 職員配置状況</p>		
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		再掲
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-6-01 TA実施マニュアル（学生用）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-5-5] 別紙様式2-5-5について、TA等教育補助者の人数は前期科目の配置人数のみ記載している。後期科目は9月に配置決定する。 また、科目数は前期・後期の合計数を記載している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組2-5-A] 学校現場で指導経験のない教員のみならず、全大学専任教員を対象とする教員養成教育に関する資質・能力を高めるための研修プログラム（「奈良教育大学教員のための研修プログラム」）を開発し、平成30年度から実施している。本プログラムでは、専任教員が身に付けるべき力量として以下の3つを定めている。 A: 学校現場、及び本学の教育課題を理解する力量 B: 学校現場への関与と学生の実践的指導力育成に関わる力量 C: 教育と研究の往還に関わる力量 上記の力量に係る取組の自己評価結果を、教員がWebサイト上で学長へ報告することとなっている。研修受講率は平成30年度、令和元年度、令和2年度のいずれも、100%である。</p>	<p>2-5-A-01 奈良教育大学教員のための研修プログラム</p>		
	<p>[活動取組2-5-B] 平成28年度より、大学新任教員向けに、教育学部教員としての職能成長を支えるためのFDプログラムを実施している。</p>	<p>2-5-B-01 教育学部教員としての職能成長を支える大学新任教員向けFDプログラム</p>	
	<p>2-5-B-02 新任教員FD研修会参加者数</p>		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組2-5-A] 学校現場で指導経験のない教員のみならず、全大学専任教員を対象とする教員養成教育に関する資質・能力を高めるための研修プログラム（「奈良教育大学教員のための研修プログラム」）を開発し、平成30年度から実施している。併せて、このプログラムに対する自己評価結果をWebサイト上で報告するシステムも構築した。研修受講率は平成30年度、令和元年度、令和2年度のいずれも、100%である。

【改善を要する事項】

該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 監事監査報告書（非公表）		
	3-1-1-03 会計監査人の監査報告書（非公表）		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 30パーセント以上乖離している事項の理由（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [分析項目3-1-2] 期中に各予算責任者に対して予算執行見込額調の提出を依頼し、収入見込額と支出見込額の差額を財源として補正予算を編成している。各部局からの追加予算要求に対して、財務委員会、運営会議、経営協議会、役員会において審議し、緊急性や必要性が高い事項に対して補正予算から追加配分している。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	2-4-1-01 役員会規則		再掲
	3-2-1-01 経営協議会規則		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		再掲
	3-2-1-02 運営会議規則		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	1-3-1-05 役職員一覧		再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[分析項目3-2-2] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全国で緊急事態宣言が発令された際は、国立大学法人奈良教育大学緊急事態等対策規則に基づき緊急事態等対策本部を設置し、毎週定例開催の同本部会議において授業や課外活動、入構制限など様々な諸問題への対応策の検討や学内外の情報共有を行い、適宜迅速に情報発信を行っている。			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 事務組織規則		
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-02 事務組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 監事規則		
	3-5-1-02 監事監査規則		
	3-5-1-03 監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-04 監事監査計画書（非公表）		
	3-1-1-02 監事監査報告書（非公表）		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-1-1-03 会計監査人の監査報告書（非公表）		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 監査室規則		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 内部監査規則		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 内部監査報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 監事ヒアリングの実施について		
	3-1-1-02 監事監査報告書（非公表）		再掲
	3-5-4-02 監査法人と学長とのディスカッション 実施依頼（非公表）		
	3-5-4-03 監査法人と学長とのディスカッション 議事要旨（非公表）		
	3-5-4-04 役員会議事要旨		
3-5-4-05 監査計画概要説明会議事要旨（非公表）			
3-5-2-01 監査計画概要説明書（非公表）		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式1		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 耐震マップ		
	4-1-3-02 多様な利用者のためのユニバーサルデザイン（CMP2019）		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-03 防犯カメラ配置図（非公表）		
	4-1-3-04 外灯配置図		
	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること			
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること			
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
該当なし				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
<p>【活動取組4-1-A】</p> <p>(1) 自習室、教室、情報機器室等の整備に加え、場所や時間を選ばず学習できる環境としてLMSシステムやMicrosoft Teamsなどによるオンライン授業が可能な環境を整備している。</p> <p>(2) 大学内において学生所有のタブレットPCやスマートフォンを学内ネットワークに接続し、LMSシステム、学内限定の情報へのアクセスやオンライン授業を受講できるようにするため、ほぼ学内をカバーする無線LAN網の整備を行っている。</p> <p>(3) 学生は大学が契約しているMicrosoft社の包括ライセンス契約により、Microsoft365のサービスを利用可能であり、例えば、Microsoft Officeを学生所有のPC等にインストールが可能である。</p> <p>(4) 教員養成大学としてGIGAスクール構想など教育の情報化に対応するためのICT機器（TV会議システム・電子黒板・プロジェクタ・書画カメラ・タブレットPC（PCを管理するソフトウェアを含む）等）とデジタルコンテンツ（学習ソフトや電子教科書等）の整備を行っており、実際の教育現場と同等の環境を整えている。</p>	<p>4-1-A-01 ICT環境</p>			
	<p>【活動取組4-1-B】</p> <p>平成25年度の図書館の増改築を行い、「新しい自学自習の空間」としてアクティブで多様な学習・研究ができるラーニング・コモンズ等を整備している。また、第3期中期目標・中期計画に「アクティブ・ラーニングの展開などにより、学生の主体的な学習を促進するため、ラーニングコモンズ等を公開授業、公開講座、学生の学びあいの場などとして活用する。」を掲げ、その活用に取り組んでいるところである。利用者へのアンケートも実施し、昇降式テーブルなどの設備・備品の充実を図るなど、学生の要望を踏まえ、自主的学習環境の整備を進めている。</p>	<p>4-1-B-01 ラーニング・コモンズ利用統計（平成28-令和2年度）</p>		
		<p>4-1-B-02 ラーニング・コモンズ及びえほんのひろばの利用状況について</p> <p>4-1-B-03 ラーニング・コモンズ等改善計画案</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>				
【優れた成果が確認できる取組】				
該当なし				
【改善を要する事項】				
該当なし				

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 学生相談室規則			
	4-2-1-02 保健センター規則			
	4-2-1-03 就職支援室要項			
	4-2-1-04 学生生活相談窓口ホームページ			
	4-2-1-05 カウンセリング窓口ホームページ			
	4-2-1-06 就職相談窓口ホームページ			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-07 ハラスメントの防止及び対応に関する規則			
	4-2-1-08 ハラスメント相談窓口ホームページ			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-04 学生生活相談窓口ホームページ			再掲
4-2-1-05 カウンセリング窓口ホームページ			再掲	
4-2-1-06 就職相談窓口ホームページ			再掲	
4-2-1-08 ハラスメント相談窓口ホームページ			再掲	
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1 相談・助言体制等一覧			再掲	
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）			
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制			
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料			
4-2-3-01 留学生に対する外国語による情報提供				
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）			
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制			

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 奨学金制度・窓口ホームページ		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金受給状況一覧		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 海外派遣留学生支援奨学金支給規則		
	4-2-5-04 海外派遣留学生支援奨学金支給実績		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-05 入学料免除及び徴収猶予取扱規則		
	4-2-5-06 授業料等の免除等に関する規則		
	4-2-5-07 入学料免除者数		
	4-2-5-08 授業料免除者数		
・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-09 学生宿舎入居状況			
4-2-5-10 国際学生宿舎規則		第11条、別紙	
4-2-5-11 橘宿舎規則		第11条、別紙	
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 入学者受入方針（アドミッションポリシー）及び入学者選抜の基本方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 面接試験実施要領（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-02 入試室要項（非公表）		
	5-2-1-03 入学試験実施組織図（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-04 令和3年度教育学部総合型選抜共通選考実施要領（非公表）		
	5-2-1-05 令和3年度教育学部総合型選抜専修別選考実施要領（非公表）		
	5-2-1-06 令和3年度教育学部帰国生徒特別選抜実施要領（非公表）		
	5-2-1-07 令和3年度教育学部私費外国人留学生特別入試実施要領（非公表）		
	5-2-1-08 令和3年度教育学部編入学試験実施要領（2年次編入）（非公表）		
	5-2-1-09 令和3年度教育学部一般入試実施要領（前期・後期日程）（非公表）		
	5-2-1-10 令和3年度教育学部研究科修士課程実施要領（9月募集）（非公表）		
	5-2-1-11 令和3年度教育学部研究科専門職学位課程実施要領（9月募集）（非公表）		
	5-2-1-12 令和3年度教育学部研究科専門職学位課程実施要領（11月募集）（非公表）		
	5-2-1-13 令和3年度教育学部研究科修士課程実施要領（2月募集）（非公表）		
	5-2-1-14 令和3年度教育学部研究科専門職学位課程実施要領（2月募集）（非公表）		
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-15 2021年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜）について（予告）（非公表）			
5-2-1-16 2021年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（特別選抜）について（予告）（非公表）			
5-2-1-17 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜）の出願資格（英語4 技能評価）について（非公表）			
5-2-1-18 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（総合型選抜）第2次選考における英語認定試験の取扱いについて（非公表）			

	5-2-1-19 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜及び総合型選抜）における大学入試英語成績提供システムの利用方法等について（非公表）		
	5-2-1-20 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜の実施教科・科目等について（非公表）		
	5-2-1-21 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜及び総合型選抜）における公表事項の見直しについて（非公表）		
	5-2-1-22 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜及び総合型選抜）における大学入学共通テスト「英語」の配点について（非公表）		
	5-2-1-23 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜及び総合型選抜）における大学入学共通テストの記述式問題（国語・数学）について（非公表）		
	5-2-1-24 令和3年度奈良教育大学教育学部入学者選抜（一般選抜及び総合型選抜）の実施教科・科目等「修正版」について（非公表）		
<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-1-02 入試室要項（非公表）		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 平成28年度委員会等の自己評価年次報告書（非公表）		
	5-2-2-02 第3回高大接続部会（学内）会議資料（非公表）		
	5-2-2-03 教育学部入学者選抜制度の改革について（非公表）		
	5-2-2-04 平成32（2020）年度教育学部募集人員内訳の変更について（予告）（非公表）		
5-2-2-05 平成32（2020）年度教育学部アドミッション・オフィス入試の実施について（予告）（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<p>[活動取組5-2-A] 令和元年度学部入試から新規に導入したA0入試（現・総合型選抜）において、実施後、全教員を対象にアンケートを行い、実施全般に対する改善すべき点を収集し、入試室において検討し（資料はある）、次年度への改善を図っている。一般選抜においては、新入生を対象にアンケートを実施し（HPにある）、特に学生募集に係る広報についての効果を検証し、次年度の広報活動の改善に反映させている。また、入試全般に係る結果（HPIにある）をもとに、個別学力検査の内容を改善している。</p>			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[分析項目5-2-2] 教職への強い意欲をもった者を受け入れるために、入試方法の改善に取り組み、令和2年度入学者選抜から推薦入試を廃止しアドミッション・オフィス入試（A0入試）を実施することとした。これにより、これまで高等学校長の推薦を得られた者に限られていた募集枠が拡大され、高等学校在学中に教育や教員養成にかかる活動に取り組んだり、「奈良県次世代教員養成塾」（前期プログラム）を修了したりした受験生を広く募集することを可能にした。その結果、令和2年度A0入試では、40名の募集人員に対して104名の志願者があり、前年度の推薦入試の志願者数より増加した。加えて、高等専門学校等から教育学部への編入学を希望する学生の受け入れを行うため、令和2年度入学者選抜から編入学試験（2年次編入）を実施することとした。これにより、令和2年度編入学試験では、2つの専修で5名の学生が本学を受験した。</p>		
<p>[活動取組5-2-A] 文案作成中</p> <p>奈良県の教員を志す高校生を対象に、奈良県教育委員会と本学が計画し実施している、高校生版教員養成プログラム「奈良県次世代教員養成塾」の取組は、平成30年度文部科学省のグッドプラクティス（※）に採択され、新聞（全国紙）に掲載されたり、他大学や他教育委員会から視察を受けたりする等、全国的に課題となっている教員志望者の減少を改善する先駆的な取組として注目されている。</p> <p>※ 文部科学省ウェブサイト https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1416730.htm</p>		
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>		

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 学生の確保の見通し等を記載した書類（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-3-1] 修士課程人間発達専攻及び教科教育専攻の実入学者数が5年平均で70%を下回っている。令和4年度には大学院改組を予定しており、修士課程入学定員を45名から20名に変更し、専攻は伝統文化教育・国際理解教育専攻となる。改組後の修士課程における学生確保の見通し及び申請者としての取組状況については、広報活動を積極的に行っている。また、学生や企業へのアンケート等により、新修士課程の需要について客観的なデータの収集に努めている（別添資料5-3-1-01）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに箇条書き で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

奈良教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	教育学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-1-A】 平成24年度学部改組に伴い、学部学生に対するディプロマ・ポリシー（DP）を設定し、平成30年度入学生までを対象に運用してきた。その後、奈良県教育委員会と本学教員等とにより、「奈良県教員等の資質向上に関する指標」の作成が進められ（http://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/17,0,91,html）、「基礎形成期」の各項目と本学DPの接続を検討した。また、令和元年度のいわゆる「教職課程再課程認定」にともなう学部教育課程の改訂とも整合を図り、平成29年度にDPの全面改訂を行い、令和元年度入学生より適用することとなった。この改訂により、同時に改訂した新カリキュラム・ポリシー（CP）、本学独自の教員養成のためのカリキュラム・フレームワーク（Cuffet）との整合性を保ち、教員養成段階で身につけるべく資質・能力を明示することができた。</p>	6-1-A-01 (01)教育学部ディプロマ・ポリシー（平成30年度入学生まで）		
	6-1-A-02 (01)教育学部改訂ディプロマ・ポリシー（平成31年度入学生から）		
	6-1-A-03 (01)教育学部新しいCuffet（平成31年度入学生より）		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-2-A】 平成24年より総合教育課程を廃して学校教育教員養成課程に一本化したこと、さらに平成28年11月の教育職員免許法改正による「教職課程再課程認定」に即した教育課程に改訂することに伴い、平成29年度にカリキュラム・ポリシー（CP）の全面改訂を行った改訂CPは、平成29年11月に文部科学省より示された「教職課程コアカリキュラム」の内容はもちろん、「奈良県教員等の資質向上に関する指標」（http://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/17,0,91,html）と接続させた新ディプロマ・ポリシー（DP）との整合を図り、令和元年度入学生より適用することとなった。改訂CPは、新DPに掲げた「5つの能力」を身につけるために、（1）本学の特色を軸に据えた教育課程、（2）スコープ（範囲）に関すること、（3）シーケンス（配列）に関すること、（4）学修方法の在り方、（5）評価の在り方の5つの観点から、より体系的な教育課程の編成方針を示している。このCP改訂を契機に、教育学部の教育課程において設定される各授業科目は、「担当教員が独自に計画・実施する」ものから「担当教員が大学の教育課程実施方針のもと創意工夫を凝らして計画・実施する」ものへと、その位置づけを変えることとなった。</p>	<p>6-2-A-01 (01)教育学部カリキュラム・ポリシー（平成31年度入学生より）</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-3-A】 本学では、「教職課程再課程認定」にともない、教育学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、さらにはアドミッション・ポリシーのいわゆる「3ポリシー」を一体的に見直した。加えて、教育学部教員養成のためのカリキュラム・フレームワーク（Cuffet）も大幅に見直した。見直しにおいては、全学的な議論を積み重ね、令和元年度入学生より適用することとなった。新Cuffetは、カリキュラム・ポリシーを具体化し、各授業科目の実施や受講にかかる基準としてCuffetを意味づけ直すとともに、3ポリシーとの整合性を十分に図ったうえで、7つの「項目」（教員が授業科目等を設計・実施するための規準）と24の「指標」（学生が自らの学修成果を振り返るための規準）によって構成した。また、従前は一部科目にCuffetの設定を行っていなかったが、新Cuffetは原則として教育学部で開講するすべての授業科目を対象とすることとした。</p>	<p>6-3-A-01 (01)Cuffetにおける24の「指標」(平成31年度入学生より)</p>		
<p>【活動取組6-3-B】 授業科目については、「教職課程コアカリキュラム」の趣旨に基づき、令和元年度から、より実践的な授業科目を他大学に先駆けて編成するとともに（例：「学校フィールド演習Ⅰ」「学校フィールド演習Ⅱ」）、新Cuffet（※）の基準に沿って、各授業科目の目標・内容の見直しを行った。さらに、令和元年度より本学の特色である「3つの柱」を改訂したことにとともない、ESDIに関する科目のうち、教養科目として展開している2科目（「ESD概論」「ESD-SDGs基礎論」）を選択必修化するなど、大学の特色に応じた教育課程の編成に取り組んでいる。</p> <p>※ [活動取組6-3-A] 参照</p>	<p>6-3-B-01 (01)シラバス</p> <p>6-3-B-02 (01)奈良教育大学の3つの柱</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-4-A】 平成28年度以降は、学生の「ICT活用力」ならびに「ICT活用指導力」の育成に関連し、各授業科目におけるICT活用の促進を行っている。とりわけ、「教職課程コアカリキュラム」の実施に伴い、「各教科の指導法」において「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる」ことが求められるようになったことを契機に、ICT活用能力に関する学生調査（平成29年度）の結果をもとに、令和元年度からの教育課程において、「各教科の指導法」の各授業科目に情報機器の活用に関する内容を扱うこととした。</p>	<p>6-4-A-01 (01)教科教育法におけるICT活用能力の調査結果の活用について（非公表）</p>		
	<p>6-4-A-02 (01)シラバス例</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-6-A】 本学は、卒業時に新任教員として備えるべき最小限の7つの目標資質能力基準として、カリキュラム・フレームワーク（Cuffet）を定めている。カリキュラム・フレームワークと各授業科目の到達目標や成績評価基準との関連づけを明確にするため、平成30年度に「成績評価に関する申合せ」及び「成績評価基準のガイドライン」について見直しを行った。	6-1-A-03 (01)教育学部新しいCuffet（平成31年度入学生より）		再掲
	6-6-A-01 (01)成績評価に関する申合せの一部改正について		
	6-6-A-02 (01)成績評価基準のガイドラインの策定について（1～2）		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-7-A】 令和元年度入学生より新教育課程を実施することに伴い、ディプロマ・ポリシーの見直しを行った。	6-1-A-02 (01)教育学部改訂ディプロマ・ポリシー（平成31年度入学生から）		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01)標準修業年限内・「標準修業年限×1.5」年内の卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A] 卒業時の教員免許取得状況について、卒業要件となる免許状の他、副免許状として1人当たり、概ね1~2件の副免許状等を取得している。	6-8-A-01 (01)教育学部卒業生の教育職員免許状等取得状況		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-1-A】 専門職学位課程においては、院生に対して、入学時に、カリキュラム・フレームワークに示される教師の資質・能力のうち、自らが選択したコースに示される資質・能力（プロフェSSIONAL・スタンダード）とコース共通の資質・能力（コア・スタンダード）が、修了判定のための評価規準となることを、オリエンテーションで周知している。このように、院生は入学時点において、修了判定時の評価規準について説明を受けるという公正な修了判定システムを採用している。</p>	<p>6-1-A-01 (02) アセスメント・ガイドブック (抜粋)</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-3-A】 平成28年度の大学院改組に伴って、新たなカリキュラム・ポリシーを定めている。修士課程においては、平成28年度からは、平成27年度以前入学者に対応する「共通科目」を「実践的科目」に変更し、より教育及び社会の諸課題に対応する実践的・指導的力量を育むことに重点を置いている。専門職学位課程においては、「深化を図る科目」を「現代的教育課題科目（特別支援教育に関わる科目を含む。）」に変更し、現代的教育課題への対応をより強化し、複雑化・多様化する課題に対して、それらを探究し、解決できる指導力の育成を図っている。また、学位授与方針を踏まえ、修士課程では、修了時に高度専門職業人たる教員として備えるべき資質・能力の基準を定め、授業科目との関連をシラバスに明示している。専門職学位課程では、求める資質・能力にどの科目に関わるのかを示した「カリキュラム・フレームワーク」に基づいて教育課程を編成している。修了生を対象とした修了時アンケートにおけるCPIに関わる結果では、修了生の約70%~90%が「系統的・段階的に履修できるカリキュラムである」と回答しており、例年高い水準で推移している。</p>	6-3-A-01 (02)教育学研究科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）平成28年度以降入学者		
	6-3-A-02 (02)大学院教育学研究科修士課程資質能力基準		
	6-3-A-03 (02)修士課程のシラバス例		
	6-3-A-04 (02)教職大学院のカリキュラム・フレームワークと授業の対応表		
	6-3-A-05 (02)修了時アンケートにおける質問事項「系統的・段階的に履修できるカリキュラムになっていた」の肯定的な回答の割合		
<p>【活動取組6-3-B】 平成28年度改組における修士課程の主な変更点は、①『実践的科目』を新たに開設した点、②『教育課題探究科目』を導入した点、の2点である。 『実践的科目』の「学校教育実践」と「教材開発研究」、及び『教育課題探究科目』を受講した院生の受け止め方を知るため、平成29年度に受講状況調査を行った。その結果、「学校教育実践」は平均値：3.7、「教材開発研究」は平均値：4.0、『教育課題探究科目』は、平均値：3.8となり、いずれも高い数値となった。これらの結果から、多くの院生は『実践的科目』並びに『教育課題探究科目』を通して、実践力や教材開発の力を身に付けることができたことと認識しており、これらの科目の意義や効果が確認できた。</p>	6-3-B-01 (02)平成29年度「実践的科目」ならびに「教育課題探究科目」に関する調査結果報告		
<p>【活動取組6-3-C】 平成28年度専門職学位課程の改組の方針として、現代的教育課題、特に奈良県において喫緊の課題及び入学生の実態や要請に基づいた力量形成に対応するため、以下の2つを新設した。 ① へき地学校実習 「へき地学校実習」は、奈良県における重要課題の1つであるへき地教育に対応する力量を育成することを目的とする。 ② キャリア発達に関する授業及びプログラム 院生の実態や要請に鑑み、専門的な職業的能力とともに、豊かな人間力、基盤的な能力を育成することの必要性に対応することを目的とする。</p>	6-3-C-01 (02)専門職学位課程「へき地学校実習」及び「キャリア発達に関する科目」受講者数（平成28～令和2年度）		
	6-3-C-02 (02)へき地学校実習記録集（非公表）		
	6-3-C-03 (02)へき地学校実習シラバス		
	6-3-C-04 (02)キャリア発達に関する授業シラバス		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-4-A】 院生が各々の目的に応じて主体的に修学できるよう、授業シラバスの質向上と点検を進めている。平成28年度に「修士課程の資質・能力基準」が策定されたことを踏まえ、平成28年度後期よりシラバスに「資質・能力基準」の枠を新たに設け、各授業で獲得・醸成を目指す資質・能力を明示することで院生の目的に応じた授業の履修を支援している。</p>	<p>6-4-A-01 (02) シラバス例</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-5-A】 奈良県からの派遣現職教員院生の2年次では、資質能力の向上と指導力の充実を図るとともに、学校経営に積極的に参画できるよう、奈良県立教育研究所での研修を含めている。それにより、通常の勤務と研究を両立させる難しさを克服するものとなっている。また、理論と実践の往還を果たすことに寄与している。さらに、同院生に対しては、2年次の授業料を不徴収としている。</p>	<p>6-5-A-01 (02) 大学院における教員派遣研修の2年目に関する申し合わせ（非公表）</p>		
	<p>6-5-A-02 (02) 授業料その他の費用に関する規則第10条の2</p>	第10条の2	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし				
【優れた成果が確認できる取組】				
該当なし				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし				
【優れた成果が確認できる取組】				
該当なし				

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
		データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		6-8-1 (02)標準修業年限内・「標準修業年限×1.5」年内の卒業(修了)率		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)				
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		6-8-2 (02)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし				
【優れた成果が確認できる取組】				
該当なし				